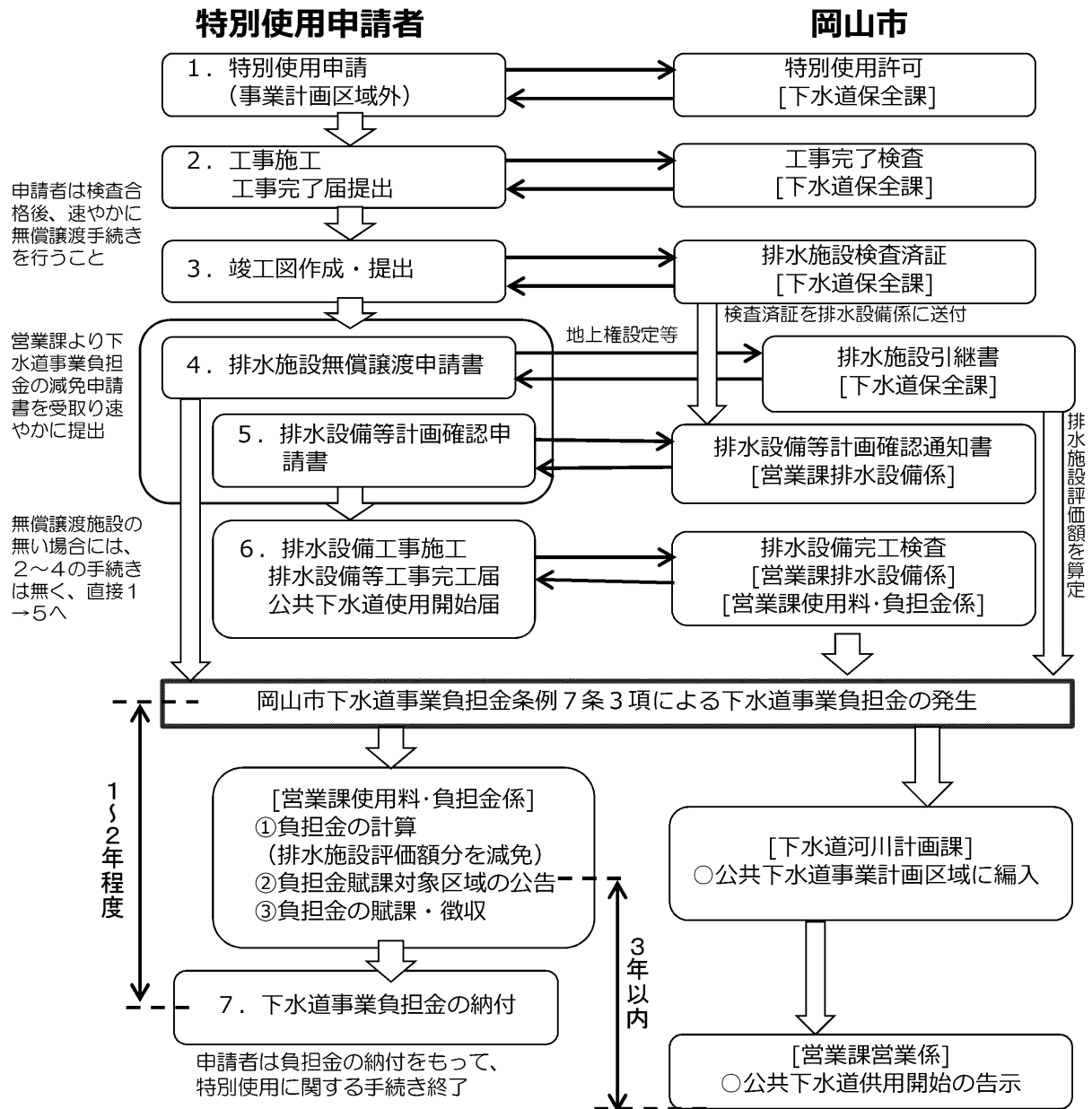


岡山市公共下水道特別使用の手続き手順書

平成 29 年 1 月 1 日
岡山市下水道河川局

岡山市公共下水道特別使用の手続き手順について、次のとおり定める。公共下水道の特別使用申請を行う場合には、この手順書に沿って手続きを進めること。

■ 手続きフロー



※排水施設：特別使用許可により申請者が施工する下水道施設で、市に無償譲渡されるもの
 ※排水設備：公共下水道に接続するために、私人が設け管理する排水管や排水渠

次頁より、上記フローの 1～7 の手順について、それぞれの解説を示す。

1. 特別使用申請（事業計画区域外）の申請書提出

公共下水道特別使用許可申請書（様式第1号）を作成し、必要書類を添付して下水道保全課の窓口へ提出する。接続方法や図面の詳細については、事前に打合せ調整を行っておくことが望ましい。提出後、書類を審査し、特別使用許可書の交付を行うので、許可条件に従い施工を行う。

特別使用について、下水道事業負担金の賦課徴収を行うので留意しておくこと。その際、負担金の賦課については翌年の1月賦課公告日の土地所有者に対して行うので、土地の売買などにより所有者が変更になる場合には、新しい所有者に対し負担金の引継ぎ等を確実にし、後々にトラブル等が無いよう注意すること。また、申請者と土地所有者が異なる場合には、下水道事業負担金が発生することについて、土地所有者の了解を得ておくこと。

負担金については、特別使用による排水施設の評価額分を減免することが出来るが、その際は無償譲渡手続きが完了していることが前提となるので、工事完了検査合格後には、必ず無償譲渡手続きを行うこと。減免できる金額については、岡山市が、市の積算基準に基づき算出する。

○公共下水道特別使用許可申請書（様式第1号：公共下水道特別使用取扱要綱）

様式第1号		平成 年 月 日	
岡山市長 様			
申請者住所			
氏名		印	
連絡先			
申請代理人住所			
氏名		印	
連絡先			
公共下水道特別使用許可申請書			
岡山市公共下水道条例第38条の規定による、公共下水道特別使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
記			
申請施設の名称			
申請施設の所在地			
排水施設の有無	有・無 ()		
利用の目的・理由	排水の放流・その他 ()		
施設の規模・概要	一般住宅 (戸)・店舗 (業種:)・その他 ()		
使用水量	m ³ /日(一般住宅以外は記入)	申請敷地面積	m ²
利用予定時期	平成 年 月 日		
土木関係業者	連絡先	担当者	
排水設備業者	連絡先	担当者	
備考			
添付書類			
(1)各種占用許可(道路、用水等)			
(2)図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図他)			
(3)公図(当該地番を明示)、土地登記事項証明書			
(4)その他関係書類			

2. 工事施工・工事完了届の提出

工事施工後は、排水施設設置工事完了届（様式第2号）を下水道保全課に提出し、岡山市による工事完了検査を受けること。この際、検査において手直し等が指示された場合には、使用者は手直し等を施工し、市長に速やかに完了報告するとともに竣工図を提出しなければならない。

工事完了検査では、本管や取付管、宅内柵について水を流して検査を行うので、滞水等があれば手直しとなるので十分に注意されたい。

（※排水施設とは、特別使用許可により申請者が自ら施工する下水道施設で、基本的に市へ無償譲渡されるものを言う。）

○排水施設設置工事完了届（様式第2号：公共下水道特別使用取扱要綱）

様式第2号	平成 年 月 日			
岡山市長	様			
	申請者 住所			
	氏名 ㊟			
	申請代理人 住所			
	氏名 ㊟			
排水施設設置工事完了届				
平成 年 月 日付岡 第 号で（許可・同意）された排水施設設置工事が完了しましたので届け出ます。				
記				
1. 施設の所在地	岡山市			
2. 事業の計画地	（対象となる土地の地番を全て記入する）			
3. 対象となる排水施設（分流・合流）				
管渠	管種・管径	延長	L=	m
人孔	種別	数量	N=	箇所
取付柵		数量	N=	箇所
4. 添付書類				
(1)	位置図			
(2)	工事出来形図（平面図、縦断面図、既設接続図等 A3）			
(3)	工事完成写真 （全景、人孔鉄蓋及び開口部、人孔インパート、人孔内管口、取付柵蓋及び開口部等）			
(4)	工事施工写真（着手前、工事施工状況）			
(5)	管内カメラ調査報告書			
(6)	その他関係書類			
5. 地上権設定の有無				
(注) 本届は、譲渡に係る申請ではなく、施工完了を届け出ることにより検査を行うためのものである。 そのため、様式第2号の排水施設無償譲渡申請書を提出し、引継書が交付されるまでの間の維持管理は、申請人が行うこととなるため、速やかに譲渡の手続きを進めること。				

3. 竣工図作成・提出

工事完了検査合格後には、速やかに竣工図を作成し、下水道保全課に提出すること。なお、検査において手直し等を指示された場合には手直し等を実施し、速やかに完了報告をするとともに竣工図を提出すること。書類審査後、排水施設検査済証（様式第3号）を交付する。宅内等の排水設備等計画確認申請書を提出する際には、この検査済証が無いと受付け（要するに下水道の使用）が出来ないので注意すること。

○排水施設検査済証（様式第3号：公共下水道特別使用取扱要綱）

様式第3号	岡 下 第 号 平成 年 月 日
(住所) (氏名) 様	
	岡山市公共下水道管理者 岡山市長 ○○○○
排水施設検査済証	
平成 年 月 日付けで完了届を提出された工事は、平成 年 月 日検査の結果、本市基準に適合していることを証明します。	
記	
許可番号	岡 下 第 号
許可日	平成 年 月 日
排水施設の所在地	岡山市 区
事業の計画地	岡山市 区

4. 排水施設無償譲渡申請書の提出

竣工図提出後は、地上権設定等の必要書類を添付の上、排水施設無償譲渡申請書（様式第4号）を下水道保全課に提出すること。書類審査後、排水施設引継書（様式第5号）を交付する。引継書には、市が引継ぐ排水施設の評価額を市の積算基準に基づき算定して記載する。この評価額は、後に賦課される下水道事業負担金から減免を受けることができる。従って、無償譲渡申請及び、排水施設引継書の交付が無い場合には、負担金の減免が出来ないことはもとより、維持管理（管の詰まりや、下水管上の道路陥没などの対応）も申請者の責任による自己管理となるので注意すること。

また、地上権設定を行う場合、先に地役権等を設定すると地上権の設定ができず、無償譲渡手続きを完了することが出来なくなるので注意すること。

○排水施設無償譲渡申請書（様式第4号：公共下水道特別使用取扱要綱）

様式第4号	平成 年 月 日
岡山市長	様
	申請者 住所 氏名 印 申請代理人 住所 氏名 印
<h3>排水施設無償譲渡申請書</h3>	
下記排水施設を無償譲渡しますので、関係書類を添えて申請します。	
記	
1. 譲渡する排水施設の所在地	
2. 事業の計画地（対象となる地番を全て記入する）	
3. 事業の計画地面積	
m^2	
4. 譲渡する排水施設の内容	
管 渠	管種・管径 {VU・VP・()} 延長 m
人 孔	種別 組立 (1号・2号・0号特殊・塩ビ製) 数量 箇所
	組立 (1号・2号・0号特殊・塩ビ製) 数量 箇所
取付管	管種・管径 {VU ()} 延長 m
取付樹	種別 $\phi 200$ 数量 箇所
5. 添付書類	
(1)位置図	
(2)取付樹等設置申請書	
(3)公図、登記簿謄本	
(4)排水施設検査済証のコピー	
(5)その他関係書類	

○排水施設引継書（様式第5号：公共下水道特別使用取扱要綱）

様式第5号

岡 第 号
平成 年 月 日

様

岡山市公共下水道管理者
岡山市長

排水施設引継書

平成 年 月 日付けで申請のあった排水施設について、譲渡を受けたので引継書を交付します。

記

1. 施設の所在地

2. 事業計画地（対象となる地番を全て記入する）

3. 引継ぐ排水施設

管渠(汚水)	管種・管径 VU φ 200mm	延長	m
人孔(汚水)	種別	数量	箇所
	小型(塩ビ製)人孔 1号(組立)人孔		箇所
取付管(汚水)	管種・管径 VU φ 150mm	延長	m
取付柵(汚水)	種別 塩ビ製汚水柵H=	数量	箇所

4. 排水施設の引継日

平成 年 月 日

5. 瑕疵担保責任期間

引継日より2年間

6. 下水道事業負担金

減免あり

減免なし

減免ありの場合、減免申請時に本書面が証明になるので大切に保管すること。

5. 排水設備等計画確認申請書の提出

宅内の排水設備の計画について、営業課排水設備係に排水設備等計画確認申請書（様式第1号（第4条関係））を提出し、排水設備等計画確認通知書の交付を受ける。これにより、宅内のトイレや水回りなどの排水を下水道の汚水柵へ接続する工事を行うことができる。なお、前述の排水施設検査済証が無いと排水設備等計画確認申請の受付は出来ないの注意すること。

（※排水設備とは、公共下水道に接続するために、私人が設け管理する排水管や排水渠等を言う。）

○排水設備等計画確認申請書（様式第1号：岡山市下水道条例施行規則第4条）

様式第1号（第4条関係）																		
受付番号	第	—	号	処理区		課長	課長補佐	係長	係員	台帳入力	受付							
排水設備等計画確認申請書																		
岡山市長様						合議 使用料・負担金係												
排水設備等の計画の確認を受けたいので、岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市規則第16号）第4条第1項の規定により次のとおり申請します。 なお、岡山市下水道条例施行規則第6条に規定ある検査等に必要な場合には、不在時においても、自宅の敷地内に立入ることを承諾します。																		
受付番号	第	号	平成	年	月	日	確認年月日	平成	年	月	日	完工番号	第	号	平成	年	月	日
設置場所	岡山市 区						着工予定	平成 年 月 日			水洗番号	No.						
	使用者氏名 (建物名称) 電話 ()						完工予定	平成 年 月 日			水道							
申請者 (設置者)	住所 氏名 電話 ()						使用水	水道水			水栓番号	No.						
委任事項	私は、施工者に対しこの排水設備等計画確認申請に係る一切の事務を委任します。 氏名						種別	水道水以外	家庭用	事業用	1 汲取り	2 改造	3 浄化槽（単独・合併）					
											4 新築	5 その他						
施工者 (排水設備 指定工事店)	住所 名称 電話 ()						建物用途	一戸建、共同住宅			大便器数	個						
	指定番号 電話 ()							店舗、事務所 その他			確認手数料	3・10（千円） その他（ ）						
責任技術者	氏名 技術者番号 電話 ()						世帯数	世帯			領収印							
処理区	児島湖流域		岡東		芳賀	流通	中原	吉井川	足守	津野	野々口	建部	瀬戸	万富				
	旭(合)	旭(分)	左岸	右岸	郡	七区	鴨川	西大寺	旭東	東岡山	佐山	団地						
水洗分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考							

(注) 排水設備工事に関し、利害関係人（地主・家主等）がある場合は、利害関係人の承諾を得た後に申請してください。

6. 宅内排水設備工事施工、完工届・使用開始届の提出

宅内の排水設備工事が完了したら、営業課排水設備係に排水設備等工事完工届（様式第 3 号（第 5 条関係））と、営業課使用料・負担金係に公共下水道使用開始届（様式第 4 号（第 28 条関係））を提出する。排水設備等工事完工届受理後に、市は完工検査を実施する。

○公共下水道使用開始届（様式第 4 号：岡山市下水道条例施行規則第 28 条）

様式第 4 号（第 28 条関係）

公 共 下 水 道 使 用 開 始
休 止
廃 止
変 更 届

平成 年 月 日

岡山市長 様

公共下水道使用者 住所
氏名 ㊟
電話 ()

公共下水道の使用について、岡山市下水道条例第 20 条の規定により次のとおり届け出ます。

確認番号	第 一 号		
設置場所	岡山市 区		
所有者	住所		
	氏名		
使用水種別	水道水	水道番号	
		水栓番号	
		メータ番号	口径 mm
	水道水以外	装置番号	
届出事項	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更		
	理由 または 変更内容		
異動年月日	平成 年 月 日		

※ 公共下水道使用者とは、公共下水道へ汚水を排除する方です。
通常、上水道の使用者と同じです。

※ 所有者とは、排水設備の所有者です。

○排水設備等工事完工届（様式第3号：岡山市下水道条例施行規則第5条）

様式第3号（第5条関係）

受付番号		課長	課長補佐	係長	係員	台帳入力	受付
町名							

排水設備等工事完工届 合議 使用料・負担金係

平成 年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
氏名 登

排水設備等の工事が完了したので、岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）第6号の規定により、次のとおり届け出ます。

完工番号	第 号	確認番号	第 号
設置場所	岡山市 区		
完工年月日	平成 年 月 日	検査年月日	平成 年 月 日
工事施工者 (下水道排水設備指定工事店) 住所及び氏名		責任技術者氏名 技術者証番号	第 号

※ 申請図に変更のある場合は竣工図添付のこと。

7. 下水道事業負担金の納付

岡山市下水道事業負担金条例に基づき、下水道事業負担金が賦課される。負担金は基本的には1平方メートル当たり377円であるが、旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町、旧灘崎町、高整備効率市街化調整区域などは負担金額の算出方法が異なるので、下水道河川局営業課に確認すること。

下水道事業負担金の賦課については翌年の1月賦課公告日の土地所有者に対して行うので、土地の売買などにより所有者が変更になる場合には、新しい所有者に対し負担金の引継ぎ等を確実にを行い、後々にトラブル等が無いよう注意すること。

また、下水道事業負担金については、特別使用による排水施設の評価額分を減免することが出来るが、その際は無償譲渡手続きが完了していることが前提となるので、必ず無償譲渡手続きを行うこと。排水施設評価額については、岡山市が、市の積算基準に基づき算出する。

□岡山市公共下水道特別使用の手続き手順書

策定日：平成29年1月1日